学位請求論文審査の要旨

報告番号　甲　第　　号

氏名　　吉武　理大君

論文題名　親の離婚と子どものライフコースにおける格差
―貧困の再生産の視点から―

審査担当者

主査	慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員 社会学修士	稲葉昭英
副査	慶應義塾大学法学部教授・社会学研究科委員 社会学修士	竹ノ下弘久
副査	明治大学大学院ガバナンス研究科教授 修士（社会福祉学）	岡部　卓
副査	国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部室長 博士（文学）	余田翔平

Ⅰ　本論文の構成

本研究は、貧困・低所得の世代的な再生産がおこなわれる過程を解明することを目的とし、(1)親の離婚を経験した子どもたちのライフコース上の格差はいかなるものなのか、(2)そうした格差はどのような過程を経て発生するのか、(3)そうした格差を解消することを目的として用意されている社会保障制度が利用されないのはなぜなのか、という３つの問題を扱ったものである。

母子世帯を中心に、ひとり親世帯出身者がその後のライフコース上にさまざまな不利を経験すること、この結果として貧困・低所得の世代的な再生産が生じていること、が既存の研究から明らかにされている。この再生産のメカニズムを解明すること、効果的な政策を案出することが家族社会学・社会階層論・教育社会学・社会福祉学などの各領域で求められている。本研究は代表性のある大規模データを計量的に分析することで上記の問題に対する解答を試みたものである。具体的には親の離婚を経験した子とそうでない子の間に、教育達成・初職の安定性・結婚の安定性などについて差異がみられるのか、それらの差異の発生過程を説明する既存の諸仮説のうちいずれが支持されるのか、および貧困母子世帯の母親が貧困であるにもかかわらず生活保護を受給していないのはなぜなのか、という問題が扱われる。本論文の構成は以下のとおりである。

【目次】

序章　家族における格差と貧困の再生産
1. はじめに
2. 現代社会における離婚と家族を取りまく状況
3. ひとり親世帯と貧困
4. 本研究における検討課題
5. 本研究の構成
1 章　親の離婚経験者における教育達成の不利
1.1　先行研究の知見と理論的整理
1.1.1　家族構造と教育達成における不利
1.1.2　理論仮説の整理
1.1.3　家族構造の変化という視点
1.1.4　日本における家族構造と教育面の不利
1.2　本研究におけるデータの概要
1.2.1　先行研究におけるデータの制約
1.2.2　本研究におけるデータの概要と特徴
1.2.3　データにおける親の離婚経験の変数と分布
1.3　分析と考察
1.3.1　仮説と分析方法
1.3.2　記述的分析
1.3.3　教育達成とそのメカニズムに関する分析
1.3.4　教育達成の不利に関する考察
2 章　親の離婚経験者における初職の不利と就業の不安定性
2.1　先行研究の知見と問題の所在
2.1.1　家族構造と職業的地位達成
2.1.2　日本における早期父不在者の職業的地位達成
2.1.3　非正規雇用および就業の不安定性と貧困・低所得
2.2　分析と考察
2.2.1　仮説と分析方法
2.2.2　記述的分析
2.2.3　初職の不利と就業の不安定性に関する分析
2.2.4　初職の不利と就業の不安定性に関する考察
3 章　親の離婚経験者における離婚の世代間連鎖
3.1　先行研究の知見と問題の所在
3.1.1　離婚の世代間連鎖と貧困の世代的再生産

3.1.2　離婚の世代間連鎖とそのメカニズム
3.2　分析と考察
3.2.1　仮説
3.2.2　データと分析方法
3.2.3　記述的分析
3.2.4　離婚の世代間連鎖とそのメカニズムに関する分析
3.2.5　離婚の世代間連鎖に関する考察
4 章　貧困母子世帯における生活保護の受給
4.1　先行研究の知見と問題の所在
4.1.1　母子世帯の貧困と生活保護の受給
4.1.2　母子世帯における生活保護の受給傾向と受給世帯の特徴
4.1.3　生活保護の非受給の問題
4.1.4　内的統制傾向と生活保護の受給
4.2　分析と考察
4.2.1　データと分析方法
4.2.2　記述的分析
4.2.3　生活保護の受給要因に関する分析
4.2.4　貧困母子世帯における生活保護の受給に関する考察
終章　知見の要約および今後の展望
1.　親の離婚と子どものライフコースにおける格差
2.　母子世帯における貧困と生活保護の受給の問題
3.　本研究の限界と今後の研究の可能性
4.　おわりに

Ⅱ　本論文の概要

序章では本研究の背景となる社会の変化および研究目的が示される。日本では近年離婚が増加し、この結果として中学 3 年時点において子どもの 2 割近くがひとり親世帯に暮らしている。しかし、離婚は階層的な地位の低い人々に経験されやすいことも指摘されており、低階層出身の人たちほどひとり親世帯出身者となる確率が高い。

ひとり親世帯の多くは母子世帯であり、その相対的貧困率は 5 割を超えている。母子世帯出身者には教育達成上の不利が存在することが明らかにされており、低い教育達成は低い所得と連動するために、母子世帯出身者は貧困・低所得な世帯で育ち、自らも貧困・低所得な世帯を形成するという貧困・低所得の世代的再生産が生じている。これは、アメリカの家族社会学者 Sara McLanahan が指摘した Diverging Destinies（分岐する運命）とよばれる現象で、家族の多様化が階層間の格差をさらに増大させるとするものである。

現在、多くの研究者がこの過程を解明すること、および有効な政策を立案することを

目標に研究にとりくんでいるが、本研究もそうした研究の一つである。本研究は既存の研究が生別母子世帯と死別母子世帯とを区分せずに扱ってきたことを批判的に検討し、親の離婚を経験しているものとそうでないものとを区分し、ライフコース上に両者の間にどのような格差が示されるかを検討する。ついで、そうした格差がいかなる過程を経て生じるのか、を既存の諸仮説を基に検討する。また、母子世帯の貧困を社会保障制度が機能していない結果としてとらえ、なぜ生活保護制度が利用されないのかという問題を扱う。

第 1 章では教育達成（教育年数）を主要な従属変数とし、親の離婚経験の有無によって子の教育年数に違いがあるかどうか、およびそうした格差を生み出す過程に関する既存の諸仮説の経験的妥当性が検討される。使用されるデータは東京大学社会科学研究所による「働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査（JLPS）」の若年・壮年パネル調査の wave1～wave7 の合併データである。分析の結果、親の離婚経験者には男女ともに教育達成上の大きな不利が示され、そうした不利は経済的な貧しさ（経済的剥奪仮説）、親の教育への関わりの不足（ペアレンティング仮説）、男性においては学校での問題行動（逸脱仮説）などによって発生することが示された。経済的な不安定性、教育的かかわりの低さ、逸脱行動などが低い教育達成と関連する。

第 2 章では同じデータを用いて、学卒後の初職の不安定性の指標として非正規職かどうか、その後転職・失業経験をしているか、を従属変数とした分析が行われる。男女ともに親の離婚経験者は、初職において非正規雇用の職に就きやすい傾向がみられるが、そうした傾向は本人の学歴の低さによって説明されていた。その後の就業の不安定性については、男性および未婚女性において、親の離婚経験者に失業や転職が経験されやすい傾向がみられた。親の離婚経験者は初職非正規、その後の失業や転職という就業の不安定性を経験しやすく、低所得や貧困のリスクを有することがあらためて確認された。

第 3 章では生殖家族の安定性、すなわち離婚経験が扱われる。親の離婚経験者は男女ともに本人自身も離婚を経験しやすい傾向にあり、離婚の世代間連鎖が確認されるとともに、その連鎖は学歴の低さおよび早婚を媒介として成立していた。その一方で、学歴や早婚といった要因だけでは説明されない親の離婚の効果も残った。補足的な分析からは、親の離婚経験者の女性が離婚に肯定的である傾向が示され、離婚した親の行動や母親の姿をモデリングすることで、自身も離婚やひとり親を選択しやすくなるという仮説と整合的な結果となった。

以上から親の離婚経験は、子ども期や教育達成における不利だけでなく、その後の初職や就業の不安定性、家族形成という長期的なライフコースにおける格差と関連していること、またそれらの格差の多くが学歴を媒介して生じていることが明らかになった。

第 4 章ではそうした格差を解消するために用意されている生活保護制度が「なぜ利用されないのか」という問題が扱われる。ここでの分析には、内閣府による「親と子の生活意識に関する調査」（内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室）のデータが使用され、相対的

貧困層を対象に、生活保護の受給の有無を規定する要因が分析され、母親が高卒以上、就労している場合、健康状態が悪くない場合、個人の内的統制傾向（自立・自助志向の強さ）が強い場合に生活保護を受給していない傾向が示された。「自立や自助」の価値意識を強く内面化しているために、貧困であるにもかかわらず、生活保護を受給せずになんとか生活を成り立たせようとする母子世帯の母親が存在すると考えられる。

終章では研究全体を総括したうえで、政策提言が行われる。親の離婚を経験したものがライフコース上にさまざまな不利を経験することは、貧困・低所得の世代的再生産が生じていることに他ならない。これらの大きな原因は初期時点の教育達成の格差に起因しており、まずは教育達成の格差を解消することが求められる。教育達成の格差は世帯の経済状態、すなわち世帯が貧困・低所得であることに大きく規定されていた。貧困・低所得を解消するための社会保障制度である生活保護は、多くの場合利用されておらず、このことが貧困・低所得の慢性化を引き起こしていた。

以上のような格差を解決するためには実効性のある社会保障制度が必要とされる。そのためにはスティグマを伴わない普遍主義的な所得保障が望まれる一方で、生活保護の運用に見られるような短期的な自立を求めるような方向性を戒める必要がある。また離婚は高学歴層では発生しにくいものの、高学歴層ほど内的統制傾向が高く、生活保護制度の利用に消極的な傾向が見られ、離婚およびそれに伴う貧困の問題が解消されにくいという傾向も明らかにされた。

本研究の課題としては、データの制約ゆえに親の離婚前および離婚後の世帯の状況について扱いえていないこと、また親の離婚経験者に不利をもたらす要因および貧困母子世帯における生活保護の受給を妨げる要因について、それらのすべてを明らかにし得たわけではないことが言及されている。また、貧困母子世帯の生活保護の受給については、申請をしたが認められなかったのか、申請をしていないのか、がわからない点も大きな制約である。これらの点については、今後他のデータを用いた分析や、質的な研究を行うことによって明らかにしていくことが著者によって明言されている。

Ⅲ　評価

本研究は、近年の家族研究、階層研究の中心的なテーマである、定位家族の長期的な影響についての計量的研究である。第 1 に評価されるべきは、欧米の先行研究を詳細にレビューし、研究課題を設定している点である。このためいくつかの分析結果は先行研究で指摘されてきたものとほぼ同一であるが、そのことは本研究が先行研究の追試という側面を持っていることを意味する。用いられている計量分析の水準は丁寧かつ高く、考察も無理のない丁寧なものである。格差を説明する仮説の検証についても慎重な方法で検討がなされており、今後研究者コミュニティで共有されるべき重要な情報を提供するものといえる。第 1 章から第 3 章までの分析によって、親の離婚およびひとり親世帯を経験したものが、低い教育達成、不安定な就業、不安定な家族生活を自ら経験してい

くという過程が改めて明らかになった。

また、本研究でもっとも評価されるのは、そうした格差の是正のために設定されている生活保護制度の利用に関する 4 章の分析である。従来の社会政策や社会福祉学の研究では、生活保護を受けることが貧困の指標とされ、生活保護受給の世代間連鎖を貧困の世代間連鎖とみなし、問題視してきた。しかし、本研究では貧困であるにもかかわらず生活保護の受給を受けていない人たちがむしろ多いことを問題としてとらえ、生活保護制度を利用しないことで貧困が慢性的に持続し、貧困の世代的再生産が生じるという、従来の視点を 180 度転換させた分析を行っている。この考え方は画期的といいうる視座の転換であり、見出された知見も「市民的価値を強く内面化している人々ほど生活保護の利用に消極的になる」、つまり私たちの社会がもっている自助・自律についての考え方が、貧困・低所得者の制度からの排除を生み出すという、大きな議論につながっている。これらの知見は岩田正美ら社会福祉学者による社会的排除をめぐる議論とも通じる重要な指摘といえる。また、従来の貧困・低所得者研究は質的な事例分析がほとんどで、大規模データを用いた計量的研究は非常に少なく、データを用いてこうした事実を明らかにした点でも、本研究がもつ意義は大きい。

離婚をめぐる研究はしばしば「離婚は子どもにとってよくない」といった医療モデル的な結論に陥りがちだが、著者は慎重にこの立場を退け、「離婚が子どもに不利にならない社会にする」必要性、すなわち社会モデルにもとづいて政策提言をおこなっている。こうした目配りの広さも著者の評価されるべき点であろう。

このように、本研究は社会学を中心としながら、社会福祉学、社会政策学にも大きな貢献をしうる内容となっている。一方で、以下のような課題が指摘された。

第 1 に、計量的な分析手法については改善の余地があること。具体的には、複数の手法を用いてロバストネスを確認する必要性、ロジットモデルにおける媒介効果や限界効果の推定の問題点などである。これらの問題は全体の結論をゆがめるほどに大きなものとは思われないが、より精度の高い分析が今後とも求められる。

第 2 に、分析手法の方法論についてまとめた節なり章があってもよかったという点。全体としては方法論についての記述にはあまり紙数がさかれていない。

第 3 に、もっと理論的な再構成ができたのではないか、という点。各章では複数の仮説が並列して検討されているが、それらはもっぱら先行研究から導出されており、仮説間の理論的な関連は明示されていない。非正規就業、転職、離婚などの生成メカニズムについても詳細な説明は省略されている。先行研究を再構成するという意味でも、こうした点の理論化があればより有益な論文となったはずである。本研究が準拠する有力な理論は Sara McLanahan の Diverging Destinies の議論であるが、この議論についてもう少し詳細かつ丁寧に取り上げることで、これらの再構成が可能になったのではないか。また、生活保護制度が受給者に自立・自助を求める傾向はたしかに存在するが、その背景にあるこうした潜在的な価値観についての分析も、社会福祉学的な観点からは望まれる。

第4にデータの制約が多々見られた点。たとえば、親の離婚を経験したものが母子世帯で育ったのか、父子世帯で育ったのかはわからないこと、親の離婚が教育達成前であったかどうかがわからないこと、生活保護制度を申請したが却下されたのか、そもそも申請していないのかがわからないこと、などの点である。これらの問題点については著者も認識しており、先行研究をもとに、一定の仮定をおいたうえで仮説が検討されている。著者は慎重な書き方をしているが、複数のデータセットを利用する選択肢もあったように思われる。

また、第5にジェンダーの視点が相対的に希薄であること。同じように親の離婚を経験しても、その影響は男女で異なる。これらの点については先行研究も注目している点であり、もっと考察できたのではないか。

第6に、実効可能な政策の必要性を主張するが、あまり詳細にその具体的な政策が述べられていないこと。高い自助・自立意識を持つ人たちに受け入れられやすい政策として、普遍主義的な児童手当や給付型奨学金の拡充などが言及されているが、これらは既存の研究も指摘してきたことであり、学校や教員の役割、連携などの点に注目してもよかったのではないか。

Ⅳ　審査結果

このようにいくつかの課題は残されているものの、論文の水準は全体的に非常に高く、完成度の高いものと判断できる。また、家族研究や階層研究を超えて社会政策学、社会福祉学にまでも貢献しうる内容となっていることは今後の研究の大きな展開を期待させるものである。博士課程在学3年でこの水準の論文を書き上げたという点で、著者の力量の非凡さは高く評価されるべきだろう。

審査委員一同は本論文を博士（社会学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。

以上。